

注：

本資料はDeloitte & Touch LLPが作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。日本語版については、有限責任監査法人トーマツにお問い合わせください。日本語版と原文に相違がある場合には、原文の記事事項を優先します。



## iGAAP in Focus サステナビリティ報告 カリフォルニア州の気候法

### 目次

概要

範囲

要求事項

効力発生日

モニタリングとコンプライアンス

その他のリリース

詳細情報

このiGAAP in Focusは、2023年10月7日にカリフォルニア州知事Gavin Newsomによって署名されたカリフォルニア州上院の法案SB-253—[企業気候データ説明責任法](#)(Climate Corporate Data Accountability Act)およびSB-261—[温室効果ガス：気候関連財務リスク](#)(Greenhouse Gases:Climate-related Financial Risk)の概要を示しています。

- カリフォルニア州のGavin Newsom知事は、カリフォルニア州で事業を行う特定の米国の公開会社および非公開会社に対し、気候に関する定量的および定性的な情報開示を一括して義務付ける2つの州上院法案に署名しました。
- 米国以外を親会社とするグループには特別な例外はないため、子会社が米国を拠点としカリフォルニア州で事業を行う外国企業は、要求事項の範囲内に含まれます。
- SB-253—企業気候データ説明責任法（Climate Corporate Data Accountability Act）およびSB-261—温室効果ガス：気候関連財務リスク（Greenhouse Gases:Climate-related Financial Risk）という法案は、米国における温室効果ガス（GHG）排出量と気候リスクの企業報告を義務付ける、業界にとられない米国初の規制を定めています。
- SB-253は、スコープ1、スコープ2およびスコープ3のGHG排出量を毎年定量的に開示することを、そのスコープ内の企業に要求しています。
- SB-261は、[気候関連財務情報開示タスクフォース\(TCFD\)](#)によって確立されたフレームワークおよび開示ガイダンスを適用して、企業に対し、気候関連の財務リスクおよびそのリスクを低減し、適応させるために取られた措置に関する2年ごとの定性的報告書を作成し、ウェブサイト上で公開することを要求しています。
- 国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が発行するIFRSサステナビリティ開示基準は、他のTCFDの後継または同等の報告基準とともに、SB-261に基づく報告のフレームワークとしても許容されています。
- 最初の隔年報告書は2026年1月1日までに提出する必要があり、その後の要求事項については効力発生日が変更されます。

詳細については、以下のWebサイトをご参照ください。

[www.iasplus.com](http://www.iasplus.com)

[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)

## 概要

2023年10月7日、カリフォルニア州知事Gavin Newsomは、カリフォルニア州で事業を行う特定の公開および非公開の米国企業に対し、量的および定性的な気候開示の提供を義務付ける2つの州上院法案に署名しました。SB-253企業気候データ説明責任法とSB-261温室効果ガス:気候関連財務リスクという法案は、米国における温室効果ガス (GHG) 排出量と気候リスクの企業報告を義務付ける、業界にとらわれない米国初の規制を定めています。

この法案は、米国を拠点とする上場および非上場の企業<sup>1</sup>に適用され、年間総売上高に応じて異なります。

法案によって導入された要求事項を要約すると、次のようになります。

**SB-253** SB-253は、その範囲内の企業に対し、[GHGプロトコル報告ガイドンス](#)を適用して、スコープ1、スコープ2、およびスコープ3のGHG排出量を毎年定量的に開示することを、スコープ1およびスコープ2のGHG排出量開示に対し当初必要とされる限定的な保証とともに要求しています。

スコープ3のGHG排出量報告、スコープ1およびスコープ2のGHG排出量開示に対する合理的な保証、およびスコープ3のGHG排出量開示に対する潜在的な限定的保証は、2027年から2030年の間に段階的に導入されます (以下の例示的なタイムラインを参照)。

**SB-261** SB-261は、企業に対し、[気候関連財務情報開示タスクフォース\(TCFD\)](#)によって確立されたフレームワークと開示ガイドンスを適用して、気候関連財務リスクおよびそのリスクを削減し、適応させるために取られた措置に関する2年ごとの定性的報告書を作成し、企業のウェブサイトで公開することを求めています。この定性的な報告に保証は必要ありません。

国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) が発行するIFRSサステナビリティ開示基準は、他のTCFDの後継または同等の報告基準とともに、SB-261の下で報告するための受け入れ可能なフレームワークでもあります。

## スコープ

どちらの法案も、カリフォルニア州で事業を行う米国に拠点を置く企業に適用されます。適用は、企業が公開会社または非公開会社であるかどうかに関係なく、企業の年間総売上高に依拠します。したがって、非上場企業が収益基準 (以下にて概説) を満たし、カリフォルニア州で事業を行う場合は、カリフォルニア州の規則に基づいて開示を要求される可能性があります。法案は「カリフォルニアで事業を行う」が何を意味するのかを明確に定義していません。しかし、カリフォルニア州の税法上の「カリフォルニア州で事業を行う」という概念に基づくと、同州で事業を行うことに該当するためのハードルはかなり低いのではないかとこの初期的な見立てがあります。

### 見解

米国以外の親会社を持つグループには特別な例外はないため、子会社が米国を拠点としカリフォルニア州で事業を行っている外国企業は要求事項のスコープ内に入ります。

<sup>1</sup> どちらの法案も米国を拠点とする企業に適用されますが、用語が若干異なります。SB-253は「報告企業 (reporting entity)」を「この州の法律、合衆国の他の州の法律若しくはコロンビア特別区の法律又は合衆国議会の法律に基づいて設立された組合、会社、有限責任会社その他の事業体。」と定義し、SB-261は同様に「対象企業 (covered entity)」と定義します。ただし、保険業の会社を除きます。

以下の表は、2つの法案の要求事項と適用範囲をまとめたものです。

	上院法案253	上院法案261
	<b>企業気候データ説明責任法</b>	<b>温室効果ガス:気候関連財務リスク</b>
<b>レポートの要求事項の概要</b>	スコープ1、スコープ2、スコープ3のGHG排出量	<ul style="list-style-type: none"> <li>気候関連の財務リスク</li> <li>企業がそのようなリスクを削減し、適応させるために採用した措置</li> </ul>
<b>影響を受ける企業</b>	米国を拠点とする公開企業および非公開企業で、年間総売上高が10億ドルを超え、カリフォルニア州で事業を行う企業	米国を拠点とする公開企業および非公開企業 (保険業界を除く) で、年間総売上高が5億ドルを超え、カリフォルニア州で事業を行う企業
<b>タイムラインと証明</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2026年以降:前年度のスコープ1およびスコープ2のGHG排出量を開示し、限定的保証を受ける</li> <li>2027年以降:前年度のスコープ1およびスコープ2のGHG排出量を開示してから180日以内に、前年度のスコープ3の排出量を開示する (スコープ3については保証不要)</li> <li>2030年以降:前年度のスコープ1およびスコープ2のGHG排出量を開示し、合理的保証を受ける。スコープ3排出量について限定的保証が必要になる可能性がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2026年1月1日以前:気候リスク開示要求に基づく公開報告書の開示。保証の要求なし</li> </ul>
<b>報告頻度</b>	年に一回	2年に一回
<b>レポートの場所</b>	(規制当局が作成する) デジタルプラットフォーム上で公に開示する	企業のWebサイト
<b>活用される既存の基準およびフレームワーク</b>	GHGプロトコル	<ul style="list-style-type: none"> <li>気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD)</li> <li>企業は、IFRS S2号 気候関連開示のような「同等の報告要件」に従って報告することもできる</li> </ul>
<b>違反に対する罰則</b>	違反した場合、報告年度に50万ドル以下の罰金が科せられる。	違反した場合、報告年度に5万ドル以下の罰金が科せられる。

\* 2030年以降、スコープ3の排出量は、スコープ1および2の開示時期に「可能な限り近い時期」に開示することが要求される可能性があります。ただし、これはカリフォルニア州大気資源局が2029年に、スコープ3排出量報告の現在の傾向に基づいて評価する予定です。

\*\*スコープ3の保証要件については2027年までに決定されます。

## 要求事項

### 定量的排出量開示 (SB-253)

SB-253では、カリフォルニア州で事業を行い、前年度の年間総売上高が10億ドルを超える米国に拠点を置く企業 (「報告企業」) は、GHGプロトコルによって提供されるガイダンスに沿って、年間GHG排出量を開示することが求められます。SB-253では、企業とそのバリューチェーンが生み出す3つのタイプの排出量を以下のように説明しています。

- 「スコープ1排出量」とは、場所にかかわらず、報告企業が所有または直接管理する排出源に由来するすべての直接GHG排出量を指す。これには、燃料燃焼活動が含まれるが、これに限定されない。
- 「スコープ2排出量」とは、報告企業が購入または取得した消費電力、蒸気、暖房または冷房からの間接的なGHG排出量を指す。
- 「スコープ3排出量」とは、報告企業が所有または直接管理していない排出源からの、スコープ2排出量以外の間接的な上流および下流のGHG排出量を指す。これらには、購入された商品およびサービス、出張、従業員の通勤、販売された製品の加工および使用が含まれるが、これらに限定されない。スコープ3の排出量は、バリューチェーン内の企業からの一次排出量データを活用するか、業界平均や代替データなどの二次データを活用することによって計算することができる。

GHG排出量の報告は、独立した第三者保証の対象となります。スコープ1およびスコープ2のGHG排出量は、開示初年度の2026年からの限定的保証（2025年度の活動に基づく）および2030年からの合理的保証（2029年度の活動に基づく）の対象となります。スコープ3のGHG排出量開示は、報告企業のスコープ1およびスコープ2のGHG排出量開示の180日後までに、2027年から（2026年度の活動に基づいて）要求されます。スコープ3のGHG排出量は、2030年から限定的保証の対象となる可能性があります。カリフォルニア州大気資源局（CARB）は、2026年中にスコープ3情報の第三者保証の動向を検討・評価し、2027年1月1日までにスコープ3 GHG排出量開示の保証要件を設定するかどうかを決定することが求められています。

CARBは、2026年<sup>2</sup>中の最初の年次報告期限を含め、2025年1月1日までに法案の要件を成文化するための規則を策定し、採択する職務を負っています。

### 定性的気候リスク開示 (SB-261)

SB-261では、カリフォルニア州で事業を行い、前年度の年間総売上高が5億ドルを超える米国に拠点を置く事業体（「対象企業」）は、隔年の気候リスク報告書を発行し、企業のウェブサイトで公開することが義務付けられます。また、この報告書は親会社レベルで連結することがあります。対象企業である親会社の子会社も対象企業に該当する場合は、別途報告書を作成する必要はありません。SB-261は、既に同様の気候リスク報告義務の対象となっている保険会社を除外しています。<sup>3</sup>

同法案は、気候関連の金融リスクを「物理的および移行リスクに起因する、短期的・長期的な財務成果に悪影響を及ぼす重大なリスク。具体的には、企業運営、商品およびサービスの提供、サプライチェーン、従業員の健康および安全、資本および金融投資、機関投資、融資先および借入先の財務状態、株主価値、消費者需要、金融市場および経済の健全性などのリスクを含むが、これらに限定されない。」と定義しています。

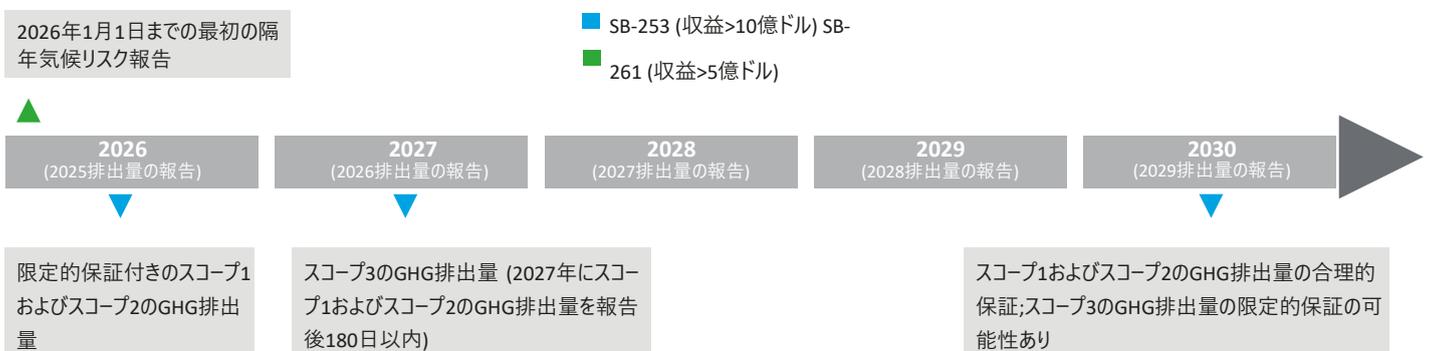
また、対象となる企業は、特定された気候リスクを軽減し、適応させるために実施している措置を開示しなければなりません。法案は、TCFDが公表した『[気候関連財務情報開示タスクフォース提言の最終報告書](#)』（2017年6月）のガイダンス、またはそれに代わる報告要求事項または同等の報告要求事項に従って、対象となる企業に対しリスク評価を組み立てることを求めています。国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が発行したIFRSサステナビリティ開示基準は、TCFD提言を完全に取り入れているため、同等の基準とみなされます。

### 見解

法案はGHGプロトコルおよびTCFD提言を活用しているため、TCFD提言を組み込んで構築し、かつGHGプロトコルの適用を要求するIFRS S2号 気候関連開示とかなり整合しています。これは、企業が異なる基準や規制の要求事項を満たすための開示を準備するために必要な労力を最小限に抑えるのに役立つはずで

### 効力発生日

以下のタイムラインは、両法案に基づく開示にかかる最初の要求事項の概要です。カリフォルニア州の規則は、企業規模に基づいた適用の段階的導入は規定されていません。



2 CARBは現在、[2026年カリフォルニア州地球温暖化対策法 \(California Global Warming Solutions Act\) \(AB-32\)](#) に基づき、発電機、産業施設、燃料供給業者、電力輸入業者などの主要排出源からの温室効果ガス排出量(例えば、スコープ1の定常燃焼およびプロセス排出)に関するカリフォルニア州の報告義務を監督しています。

3 2022年4月、全国保険委員会はTCFDと協力して、保険会社の気候関連リスクの報告に関する新しい基準を採択しました。

## モニタリングおよびコンプライアンス

両法案はCARBに対し、上記で概説した開示を要求し、コンプライアンスをモニタリングし、実施するために必要な規制を策定し、採択するよう命じています。この法律の適用範囲内にある企業は、実施および管理の費用を賄うためにCARBに年会費を支払う必要があります。会費は、各法案によって設定される専用基金を通じて管理されます。

両法案において、モニタリングは以下のように外部機関によって実施されます。

**SB-253** 2027年7月1日以前に、CARBはカリフォルニア大学、カリフォルニア州立大学、国立研究所、または他の同等の学術機関と契約し、報告企業が排出報告機関に行った公開情報に関する報告書を作成し、州のGHG排出削減目標および気候目標の文脈で報告企業からのGHG排出量を強調しています。

**SB-261** CARBは、非営利の気候報告組織と協力して、(1) 報告書が不適切または不十分であることを特定し、(2) 産業別の気候関連の財務リスクをレビューし、(3) カリフォルニアが直面している体系的およびセクター全体の気候関連の財務リスクを分析する報告書を2年ごとに作成します。

いずれの法案にも、コンプライアンス違反や報告が不十分な場合に罰則を科す仕組みが盛り込まれています。SB-253では、無申告、遅延申告、またはその他の要件を満たさない場合に、報告年度に最大50万ドルの罰金が課される可能性があります。2027年から2030年の間、スコープ3のGHG排出量開示に関連する罰則は、無申告にのみ適用されます。SB-261の下では、報告書を公に利用可能にしなかった場合、または不適切または不十分な報告書を公表した場合に、報告年度に最大5万ドルの罰金が課される可能性があります。CARBは、いずれの法案に基づく罰則を決定する際にも、過去および現在の規制の遵守状況、企業が遵守するために誠実な措置をとったかどうかなど、関連するすべての状況を考慮します。

## その他のリソース

[iGAAP in Focus ISSBが最初のIFRSサステナビリティ開示基準を公表](#)

[iGAAP in Focus 企業サステナビリティ報告指令\(CSRD\)の最終条文の概要](#)

[iGAAP in Focus 欧州サステナビリティ報告基準の最終化](#)

## 詳細情報

カリフォルニア州の気候変動法についてご質問がある場合は、Deloitteの通常の連絡先にお問い合わせいただくか、このiGAAP in Focusに記載されている連絡先にお問い合わせください。

デロイト会計リサーチツール (DART) は、会計及び財務情報開示資料の包括的なオンライン・ライブラリです。[iGAAP on DART](#)では、全般IFRS基準へアクセスが可能であり、以下のリンクがあります。

- デロイト公式の最新のiGAAPマニュアル。IFRS基準に基づく財務報告のためのガイダンスを提供しています。
- IFRS基準に基づいて報告する企業のモデル財務諸表

さらに、iGAAPの[サステナビリティ報告書](#)は、企業の価値を大きく上げることができる、より広範な環境、社会及びガバナンスの事項を踏まえて、企業が考慮しなければならない開示要求及び推奨事項についてのガイダンスを提供しています。

iGAAP on DARTのサブスクリプションを申しこむには、[こちら](#)をクリックして申請プロセスを開始し、iGAAPパッケージを選択します。サブスクリプションパッケージの価格を含む、iGAAP on DARTの詳細については[こちら](#)をクリックしてください。

## 主要連絡先

### グローバルIFRSおよびコーポレート・レポート・ティングリーダー

Veronica Poole

[ifrsglobalofficeuk@deloitte.co.uk](mailto:ifrsglobalofficeuk@deloitte.co.uk)

### IFRSセンターオブエクセレンス

Americas		
<i>Argentina</i>	Fernando Lattuca	<a href="mailto:arifrscoe@deloitte.com">arifrscoe@deloitte.com</a>
<i>Canada</i>	Karen Higgins	<a href="mailto:ifrsca@deloitte.ca">ifrsca@deloitte.ca</a>
<i>Mexico</i>	Kevin Nishimura	<a href="mailto:mx_ifrs_coe@deloittemx.com">mx_ifrs_coe@deloittemx.com</a>
<i>United States</i>	Magnus Orrell Ignacio Perez	<a href="mailto:iasplus-us@deloitte.com">iasplus-us@deloitte.com</a> <a href="mailto:iasplus-us@deloitte.com">iasplus-us@deloitte.com</a>
Asia-Pacific		
<i>Australia</i>	Anna Crawford	<a href="mailto:ifrs@deloitte.com.au">ifrs@deloitte.com.au</a>
<i>China</i>	Gordon Lee	<a href="mailto:ifrs@deloitte.com.cn">ifrs@deloitte.com.cn</a>
<i>Japan</i>	Kazuaki Furuuchi	<a href="mailto:ifrs@tohatsu.co.jp">ifrs@tohatsu.co.jp</a>
<i>Singapore</i>	Lin Leng Soh	<a href="mailto:ifrs-sg@deloitte.com">ifrs-sg@deloitte.com</a>
Europe-Africa		
<i>Belgium</i>	Thomas Carlier	<a href="mailto:ifrs-belgium@deloitte.com">ifrs-belgium@deloitte.com</a>
<i>Denmark</i>	Søren Nielsen	<a href="mailto:ifrs@deloitte.dk">ifrs@deloitte.dk</a>
<i>France</i>	Laurence Rivat	<a href="mailto:ifrs@deloitte.fr">ifrs@deloitte.fr</a>
<i>Germany</i>	Jens Berger	<a href="mailto:ifrs@deloitte.de">ifrs@deloitte.de</a>
<i>Italy</i>	Massimiliano Semprini	<a href="mailto:ifrs-it@deloitte.it">ifrs-it@deloitte.it</a>
<i>Luxembourg</i>	Martin Flaunet	<a href="mailto:ifrs@deloitte.lu">ifrs@deloitte.lu</a>
<i>Netherlands</i>	Ralph Ter Hoeven	<a href="mailto:ifrs@deloitte.nl">ifrs@deloitte.nl</a>
<i>South Africa</i>	Nita Ranchod	<a href="mailto:ifrs@deloitte.co.za">ifrs@deloitte.co.za</a>
<i>Spain</i>	José Luis Daroca	<a href="mailto:ifrs@deloitte.es">ifrs@deloitte.es</a>
<i>Sweden</i>	Fredrik Walmeus	<a href="mailto:seifrs@deloitte.se">seifrs@deloitte.se</a>
<i>Switzerland</i>	Nadine Kusche	<a href="mailto:ifrsdesk@deloitte.ch">ifrsdesk@deloitte.ch</a>
<i>United Kingdom</i>	Elizabeth Chrispin	<a href="mailto:deloitteifrs@deloitte.co.uk">deloitteifrs@deloitte.co.uk</a>

# Deloitte. トーマツ.

## デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ グループ 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナル グループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスク アドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市に約1万7千名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト（[www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp)）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバル ネットワーク 組織を構成するメンバー フォーム およびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは複数 を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバー フォーム および関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課したまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバー フォーム ならびに関係法人は、自らの作為 および 不作為 についてのみ責任を負い、互いに他のフォーム または関係法人の作為 および 不作為 について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバー フォーム であり、保証 有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバー およびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、リスク アドバイザリー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500® の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来175年余りの歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約415,000名の人材の活動の詳細については、（[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)）をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、DTTL、そのグローバル ネットワーク 組織を構成するメンバー フォーム およびそれらの関係法人が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。またDTTL、そのメンバー フォーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。

Member of  
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2023. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.